

地方自治法の一部を改正する法律案の起草趣旨説明

本起草案の趣旨及び内容について御説明申し上げます。

本起草案は、与野党の理事会メンバー七名による地方自治法改正に関する実務者協議会における二回の議論を経て、取りまとめたものであります。

実務者協議会におきましては、地方分権時代における地方議会の活動の重要性にかんがみ、その位置付けの明確化と公開性・透明性の向上を図る必要があるとの認識の下に、活発な議論が行われ、当面、議会活動の範囲の明確化と議員の報酬に関する規定の整備について、地方自治法の改正を行うものとされたところであります。

次に、本起草案の趣旨について申し上げます。

地方議会は、住民の負託に応え幅広い活動を行っておりますが、地方分権改革の進展により、地方公共団体の権限や機能が拡大する中で、地方議会の果たすべき役割と責任はますます重要なものとなっております。これを反映して、地方議員に求められる活動領域も拡大しております。

このような地方議会の実態等を踏まえ、これまで以上に積極的に議員活動を展開していくためには、地方議員の位置付けの明確化が必要であるため、本起草案を提出した次第であります。

次に、その内容について申し上げます。

第一に、地方議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができるものとしております。

第二に、地方議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離するとともに、報酬の名称を「議員報酬」に改めることとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとともに、関係法律について所要の改正を行うこととしております。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

なお、実務者協議会において、地方議会の活動の充実・強化と公開性・透明性を一層向上させるため、引き続き直接当事者に限らず、幅広い立場からの検討が必要である、との議論がありましたことを申し添えます。